

相愛大学と大阪府立急性期・総合医療センター との相互連携に関する協定書

学校法人相愛学園相愛大学（以下「相愛大学」）と地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪府立急性期・総合医療センター（以下「急性期・総合医療センター」）は、つぎのとおり相互連携に関する協定を締結する。

（趣旨）

相愛大学と急性期・総合医療センターは、大阪市住之江区と住吉区という隣接した地域にそれぞれ拠点をおく大阪を代表する大学と医療機関である。

相愛大学は、永年の伝統と歴史を誇る音楽学部を始め、人文学部、人間発達学部を有し、浄土真宗の教えにもとづき情操豊かで社会の発展に寄与できる人材の育成を目指して発展を遂げてきた。また近年、地域社会との積極的交流のなかで、専門的支援を担う有為な人材を育成すべく社会貢献事業に積極的に取り組んでいる。

一方、急性期・総合医療センターは、大阪府立の基幹病院として、救命救急医療、がん医療、脳・循環器医療、生活習慣病・難病医療、リハビリテーション医療の5分野で、大阪市南部地域を中心に府民の命と健康の維持に積極的な役割を果たすとともに、政策的には障害者医療や災害医療、地域の医療機関への支援などに大きな役割を果たしている。

今回、両者は、相互の特色を生かしながら連携事業を実施することにより、より豊かな社会的使命の達成に寄与するとともに、それぞれが地域社会に大きく貢献できるという基本認識を共有するに至り、以下の目的のもとに諸事業を行うこととする。

（目的）

第1条 この協定は、相愛大学と急性期・総合医療センターが相互の密接な協力と連携により、医療・教育・健康・福祉等にかかわる地域の課題に迅速かつ適切に対応し、心身共に豊かで活力のある地域社会の形成・発展に寄与することを目的とする。

（連携事業）

第2条 第1条の目的を達成するため、相愛大学と急性期・総合医療センター

は、相協力して具体的な連携事業に取り組むものとし、その内容は別途協議のうえ定めるものとする。

（連絡調整）

第3条 相愛大学と急性期・総合医療センターは、この協定による連携を円滑で効果的に進めるため、必要に応じ連絡調整を行うこととする。

（連携期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結日から3年間とする。ただし、本協定による有効期間満了の日の30日前までに、双方のいずれかが終結の申し出をしない場合は、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項及び必要な事項については、相愛大学と急性期・総合医療センターが別途協議し決定する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ署名の上、双方、各一通を保持することとする。

平成22年2月1日

学校法人相愛学園
相愛大学学長

高橋 梨宣

地方独立行政法人大阪府立病院機構
大阪府立急性期・総合医療センター院長

萩原 俊男